

【新型コロナ】国民健康保険税・介護保険料の減免に関するQ & A

1 申請について

- Q1 - 1 令和3年(2021年)中の収入等に関する確定申告をしていませんが、減免の申請はできますか。..... 3
- Q1 - 2 世帯主変更を行った場合、申請は変更前の世帯主でも行う必要はありますか。..... 3

2 主たる生計維持者に関すること

- Q2 - 1 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。..... 3
- Q2 - 2 世帯主以外の、被保険者の収入が減少する(令和3年比30%以上)見込みですが、減免の対象になりますか。..... 3
- Q2 - 3 共働きの夫婦で、夫が世帯主です。収入は同程度であるため、主たる生計維持者は二人であると考えて、妻の収入が減少する(令和3年比30%以上)見込みであれば、減免の対象になりますか。..... 3

3 「死亡または重篤な傷病を負った場合」に関すること

- Q3 - 1 主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡したことはどうやって確認しますか。..... 4
- Q3 - 2 「重篤な傷病」とはどのような場合をいいますか。..... 4

4 「収入が減少した場合」に関すること

- Q4 - 1 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少とは、どのような場合をいいますか。4
- Q4 - 2 令和4年中の収入額はまだ確定していませんが、収入の見込みはどのように算出すればよいですか。..... 4
- Q4 - 3 「減少することが見込まれる事業収入等」に雑収入や株取引による収入は含まれますか。4
- Q4 - 4 令和3年中は給与収入でしたが、令和4年は起業したため事業収入となり、令和3年比30%以上の減少が見込まれます。この場合は、減免対象アに当てはまりませんか。..... 4
- Q4 - 5 事業収入について、「営業等」と「農業」の両方の所得がある場合はどのように計算すればよいですか。..... 5
- Q4 - 6 事業収入と不動産収入があり、事業収入は令和3年比30%以上の減少が見込まれますが、不動産収入は減少する見込みは無く、2つの収入を合計すると、令和3年比30%以上の減少にはなりません。この場合は、減免対象アに当てはまりませんか。..... 5
- Q4 - 7 事業収入が令和3年比30%以上の減少見込みですが、令和3年中は必要経費が多かったため、事業所得が0円(又はマイナス)でした。この場合は、減免対象アに当てはまりませんか。..... 5
- Q4 - 8 令和3年の事業収入が令和2年に比べ30%以上減少していて、令和4年の減少見込と令和3年の収入を比較しても30%以上減少しない見込みですが、この場合は、減免対象アに当てはまりませんか。
- Q4 - 9 令和3年の事業収入が300万円(うち持続化給付金100万円)で、令和4年の事業収入は200万円に減る見込み(33.3%減少)ですが、この場合は、減免対象アに当てはまりませんか。..... 5

- Q4 - 10 減免対象イの「減少することが見込まれる事業収入等」とは減免対象アでいう令和3年比30%以上の減少が見込まれる収入を指しますか。..... 6
- Q4 - 11 減免対象イの「減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の令和3年中の所得の合計額」とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入の4種類の収入のうち「減少することが見込まれる事業収入等」を除く収入にかかる所得の合計額ですか。それとも4種類以外の収入にかかる所得も含まれますか。..... 6
- Q4 - 12 【国保】減免対象ウの令和3年中の所得の金額の合計額は、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入の4種類の収入にかかる所得の合計額ですか。それとも、それ以外の種類の所得も含まれますか..... 6

5 減免の対象となる国保税・介護保険料に関すること

- Q5 - 1 「令和4年度国民健康保険税／介護保険料（令和3年度賦課分）」と書かれた通知書（随時分）が届きました。納期限は令和4年5月2日となっていますが、減免の対象になりますか。..... 6
- Q5 - 2 南房総市の国民健康保険又は介護保険に加入する手続きを、令和4年6月に行い、令和3年の10月に遡って加入しました。令和4年7月に「令和4年度国民健康保険税／介護保険料（令和3年度賦課分）」と書かれた通知書（随時分）が届き、令和3年10月分以降の国保税／介護保険料が令和4年8月1日の納期限で賦課されていますが、減免の対象になりますか。..... 6

6 減免される税額の計算に関すること

- Q6 - 1 主たる生計維持者の令和3年の所得にマイナスの金額がある場合、対象保険税（料）額 $(A \times B / C)$ の計算上「B」はどうなりますか。例えば「減少することが見込まれる事業収入等」が事業収入と給与収入のとき、令和3年の事業所得がマイナス200万円、給与所得が400万円、雑所得が200万円、株式の譲渡所得がマイナス300万円とすると、どのように計算しますか。..... 7
- Q6 - 2 Q6 - 1の例の場合、「C」はどのように計算しますか。..... 7
- Q6 - 3 Q6 - 1の例の場合、対象国保税額・介護保険料額はいくらになりますか。..... 7
- Q6 - 4 【国保】世帯に「令和3年の合計所得金額」がマイナスの被保険者がいる場合、Cは他の被保険者の「令和3年の合計所得金額」とマイナスの金額を通算した金額になりますか。例えば被保険者が2人いる世帯で、主たる生計維持者の「令和3年の合計所得金額」が400万円で、もう1人の「令和3年の合計所得金額」がマイナス100万円の場合、Cはどうなりますか。..... 8

1 申請について

Q1 - 1 令和3年(2021年)中の収入等に関する確定申告をしていませんが、減免の申請はできますか。

(回答)

令和3年中の収入が未申告の場合、令和4年中の収入との比較や令和3年中の所得要件を確認できないため、減免の要否の判定をすることができません。まず、確定申告又は住民税申告をしていただき、減免要件に該当する場合は減免申請を行ってください。

また、国保税については、世帯内の被保険者のうち、19歳以上の方の所得情報も必要となりますので、未申告の場合は併せて申告が必要となります。

Q1 - 2 世帯主変更を行った場合、申請は変更前の世帯主でも行う必要はありますか。

(回答)

変更後の世帯主名で申請してください。

2 主たる生計維持者に関すること

Q2 - 1 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

(回答)

原則としてその世帯における「世帯主」となります。世帯主以外の世帯員の方が「主たる生計維持者」として減免申請する場合は、世帯主の変更の届出が必要となります。

なお、「主たる生計維持者」が国民健康保険または介護保険に加入していない場合であっても、減免要件に該当する場合は減免申請することができます。

Q2 - 2 世帯主以外の、被保険者の収入が減少する(令和3年比30%以上)見込みですが、減免の対象になりますか。

(回答)

減免の対象にはなりません。

減免の要件は、いずれも主たる生計維持者の傷病等や減収により判定します。

Q2 - 3 共働きの夫婦で、夫が世帯主です。収入は同程度であるため、主たる生計維持者は二人であると考えて、妻の収入が減少する(令和3年比30%以上)見込みであれば、減免の対象になりますか。

(回答)

減免の対象にはなりません。

共働きの世帯などの場合であっても、主たる生計維持者を複数であるとすることはできません。主たる生計維持者は、原則として世帯主であり、1名のみです。

3 「死亡または重篤な傷病を負った場合」に関すること

Q3 - 1 主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡したことはどうやって確認しますか。

(回答)

医師の死亡診断書によって確認します。

Q3 - 2 「重篤な傷病」とはどのような場合をいいますか。

(回答)

1ヶ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を指します。申請の際には医師の診断書によって確認します。

4 「収入が減少した場合」に関すること

Q4 - 1 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少とは、どのような場合をいいますか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置による影響を指します。感染症が直接的・間接的に経済・社会全体に多大な影響を及ぼしていることから、感染症の影響によるものではないことが明らかな場合（懲戒解雇や令和3年中の離職・転職等が主な原因である場合等）を除いて、何らかの影響があったものとみなします。

Q4 - 2 令和4年中の収入額はまだ確定していませんが、収入の見込みはどのように算出すればよいですか。

(回答)

令和4年中の収入は、「収入等申告書」に令和4年1月から申請する月の前月までの収入実績額と以降の月の見込額を記入してください。見込額の部分は、前月までの収入実績額の月平均額で算出する方法や、実績のうち最少の月額で算出する方法などが考えられます。算出した方法については「収入等申告書」の「積算根拠」欄に記載してください。

Q4 - 3 「減少することが見込まれる事業収入等」に雑収入や株取引による収入は含まれますか。

(回答)

含まれません。

減少することが見込まれる収入として判定する収入は、事業（営業等・農業）収入・給与収入・不動産収入または山林収入のいずれかであり、その他の収入は対象ではありません。

Q4 - 4 令和3年中は給与収入でしたが、令和4年は起業したため事業収入となり、令和3年比30%以上の減少が見込まれます。この場合は、減免対象アに当てはまりませんか。

(回答)

当てはまりません。

減少見込の比較にあたり、収入は同じもの同士を比較します。令和3年中は給与収入、令和4年中は事業収入など異なる収入同士は比較対象とはなりません。

Q4 - 5 事業収入について、「営業等」と「農業」の両方の所得がある場合はどのように計算すればよいですか。

(回答)

「営業等」と「農業」をまとめて事業収入として計算してください。

例えば、令和4年中収入見込みが営業等は300万円、農業は200万円の場合、事業収入としての収入見込みは500万円となります。令和3年中の収入額及び令和3年中の所得額も同様に合算して計算します。また、「営業等」の所得について、複数の事業(例えば、漁業と飲食業など)を営んでいる場合も、同様に合算の上、事業収入として計算します。

なお、営業等と農業又は営業等同士を合算した結果、令和3年中の所得が0円(マイナス含む)となった場合は、減免の対象外となります。(Q4 - 7 参照)

Q4 - 6 事業収入と不動産収入があり、事業収入は令和3年比30%以上の減少が見込まれますが、不動産収入は減少する見込みは無く、2つの収入を合計すると、令和3年比30%以上の減少にはなりません。この場合は、減免対象アに当てはまりませんか。

(回答)

当てはまります。

減免対象アは事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入のうちいずれかとしており、それぞれの収入ごとに令和3年中の収入と令和4年中の収入見込みを比較して、どれか一つでも該当していれば減免対象アに当てはまります。

Q4 - 7 事業収入が令和3年比30%以上の減少見込みですが、令和3年中は必要経費が多かったため、事業所得が0円(又はマイナス)でした。この場合は、減免対象アに当てはまりませんか。

(回答)

減免対象アには当てはまりますが、前年の所得が0円(マイナス含む)の場合は、減免額の計算において、対象保険税(料)額が0円となるため、減免額は0円(減免の対象外)となります。

Q4 - 8 令和3年の事業収入が令和2年に比べ30%以上減少していて、令和4年の減少見込と令和3年の収入を比較しても30%以上減少しない見込みですが、この場合は、減免対象アに当てはまりませんか。

(回答)

当てはまりません。

令和4年中の事業収入等が令和3年中に比べ30%以上減少する見込みであることが減免の要件(令和4年度分)となっております。令和4年度の国保税・介護保険料は、令和3年中の所得を元に賦課されるため、令和3年中の所得が減少している場合は、その所得の減少を反映した金額となっております。新型コロナウイルス感染症の影響によるもの以外の理由で所得が減少した方と公平を保つため、このような要件となっておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

Q4 - 9 令和3年の事業収入が300万円(うち持続化給付金100万円)で、令和4年の事業収入は200万円に減る見込み(33.3%減少)ですが、この場合は、減免対象アに当てはまりませんか。

(回答)

当てはまりません。

持続化給付金等の各種給付金については、令和3年の収入にも令和4年の収入見込額にも含めずに比較をします。質問の例の場合、持続化給付金を除いた令和3年の事業収入が200万円、令和4年の事業収入の見込額が200万円のため、減少率は0%となり、減免対象アの対象外となります。

Q4-10 減免対象イの「減少することが見込まれる事業収入等」とは減免対象アでいう令和3年比30%以上の減少が見込まれる収入を指しますか。

(回答)

その通りです。減免対象アに該当する収入を指します。

Q4-11 減免対象イの「減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の令和3年中の所得の合計額」とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入の4種類の収入のうち「減少することが見込まれる事業収入等」を除く収入にかかる所得の合計額ですか。それとも4種類以外の収入にかかる所得も含まれますか。

(回答)

4種類以外の収入にかかる所得も含まれます。

例えば、令和3年中の所得が事業所得・給与所得・雑所得・譲渡所得で、「減少することが見込まれる事業収入等」に係る所得が事業所得だった場合、給与所得のみではなく、給与所得・雑所得・譲渡所得の合計額となります。

Q4-12 【国保】減免対象ウの令和3年中の所得の金額の合計額は、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入の4種類の収入にかかる所得の合計額ですか。それとも、それ以外の種類の所得も含まれますか。

(回答)

それ以外の所得も含まれます。主たる生計維持者の令和3年中のすべての所得を合計した金額です。

なお、ここでいう「合計所得金額」とは、配偶者控除や社会保険料控除等の地方税法第314条の2第1項に規定する各種控除については、控除する前の金額です。地方税法第314条の2第2項に規定する基礎控除についても控除する前の金額です。また、地方税法第313条第8・9項に規定する純損失・雑損失の繰越控除や租税特別措置法に規定する居住用不動産の買換え等にかかる特別控除等の特別控除については、控除した後の金額となります。

※国の財政支援に関する通知より

合計所得金額…地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額

5 減免の対象となる保険税（料）に関すること

Q5-1 「令和4年度国民健康保険税／介護保険料（令和3年度賦課分）」と書かれた通知書（随時分）が届きました。納期限は令和4年5月2日となっていますが、減免の対象になりますか。

(回答)

令和4年3月末に資格を取得した、又は、令和2年の所得の変更が生じたことなどにより、令和3年度分の国保税・介護保険料が令和4年4月以降の納期限で賦課されている場合の減免について、減少見込については令和3年中と令和2年中の事業収入等の比較で、所得要件は令和2年中の所得で、それぞれ判断されます。詳しくは、令和3年度分の申請案内・ホームページでご確認ください。

Q5-2 南房総市の国民健康保険又は介護保険に加入する手続きを、令和4年6月に行い、令和3年の10月に遡って加入しました。令和4年7月に「令和4年度国民健康保険税／介護保険料（令和3年度賦課分）」と書かれた通知書（随時分）が届き、令和3年10月分以降の国保税／介護保険料が令和4年8月1日の納期限で賦課されていますが、減免の対象になりますか。

(回答)

減免の対象にはなりません。資格の取得日から14日以内に国保又は介護保険への加入の手続きが行われなかったため、令和4年4月以降に納期限が定められた令和3年度分以前の国保税／介護保険料については、減免の対象外となります。なお、令和4年4月分以降の令和4年度国保税／介護保険料について、減免要件（令和4年度分）に該当する場合は、減免申請をすることができます。

6 減免される税額の計算に関すること

Q6-1 主たる生計維持者の令和3年の所得にマイナスの金額がある場合、対象保険税（料）額(A×B／C)の計算上「B」はどうなりますか。例えば「減少することが見込まれる事業収入等」が事業収入と給与収入のとき、令和3年の事業所得がマイナス200万円、給与所得が400万円、雑所得が200万円、株式の譲渡所得がマイナス300万円とすると、どのように計算しますか。

(回答)

令和3年の所得がマイナスの金額であった場合は、0円として計算します。質問の例の場合、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、事業収入と給与収入が減免対象に該当するため、Bは二つの収入に係る令和3年の所得を合計したものとなりますが、0円+400万円=400万円となり、△200万円+400万円=200万円とはなりません。

Q6-2 Q6-1の例の場合、「C」はどのように計算しますか。

(回答)

C(令和3年中の合計所得金額)の計算の際には、金額がマイナスの所得がある場合は通算をします。質問の例の場合、C=△200万円+400万円+200万円+△300万円=100万円となり、世帯に主たる生計維持者の他に令和3年に所得のある被保険者がいないとすると、Cは100万円となります。

Q6-3 Q6-1の例の場合、対象保険税（料）額はいくらになりますか。

(回答)

対象保険税（料）額(A×B／C)は、(B=400万円)／(C=100万円)=4となるので、(A×4=4A)となりますが、計算結果がAを超える場合は、Aが対象保険税（料）額となります。対象保険税（料）額がAを超えることはありません。

Q6 - 4 【国保】世帯に「令和3年の合計所得金額」がマイナスの被保険者がいる場合、Cは他の被保険者の「令和3年の合計所得金額」とマイナスの金額を通算した金額になりますか。例えば被保険者が2人いる世帯で、主たる生計維持者の「令和3年の合計所得金額」が400万円で、もう1人の「令和3年の合計所得金額」がマイナス100万円の場合、Cはどうなりますか。

(回答)

「令和3年の合計所得金額」がマイナスの方の所得は0円として計算します。質問の例の場合、Cは400万円+0円=400万円となり、400万円+△100万円=300万円とはなりません。